

核融合科学研究所重水素実験安全評価委員会（第6回）会議要旨

1 日 時 : 平成19年9月8日(土)13時30分から15時10分まで

2 場 所 : 核融合科学研究所 管理棟4階第1会議室

3 出席者

(委員)

片山委員長、大谷委員、笹尾委員、玉樹委員、西川委員、西澤委員、西村委員、松井委員、三浦委員、百島委員

(オブザーバー)

土岐市、多治見市、瑞浪市、岐阜県

(研究所)

小森研究総主幹、山田研究主幹、今川研究主幹、西村教授、洲鎌教授、高畑准教授、増崎准教授

大島経営企画課長、出口総務課長、岩井対外協力調整役、市岡対外協力係長、石黒対外協力係員

4 審議事項

(1) 核融合科学研究所重水素実験安全評価委員会（第5回）会議要旨（案）について

(2) 中間報告の意見に対する委員会の見解について

(3) その他

議事に先立ち、片山委員長から、会議要旨作成のための録音機器の使用及び説明のための研究所関係者の陪席を委員長として認めたので了承願いたい旨発言があった。

なお、資料1については、委員会で審議決定後、ホームページで公開する旨発言があった。

5 議事要旨

(1) 核融合科学研究所重水素実験安全評価委員会（第5回）会議要旨（案）について

核融合科学研究所重水素実験安全評価委員会（第5回）会議要旨（案）について審議を行い、一部字句修正の上、了承され、ホームページで公開することとした。

(2) 中間報告の意見に対する委員会の見解について

片山委員長から、6月12日に核融合科学研究所長へ中間報告を提出後、6月18日から7月17日まで意見募集を行った結果、8件の意見等が寄せられた旨報告があった。

ワーキンググループメンバーによる検討を行った8件の意見等に対する委員会の見解（案）について、資料2に基づいて、片山委員長から説明があり、審議を行った。

意見等の概要は以下のとおり。

意見等の内容が重複していても、一まとめにせず、一つ一つの事項に答える形式とする。

委員会の審議事項かどうかという観点から、意見等を委員会として回答する事項と

研究所に回答させる事項とに区分することは、委員会のスタンスを明確にする意味で適切である。

その上で「実験後の措置、計画を知りたい」というような意見については、表現自体は質問形式であり、内容としては研究所に回答させるべき事項だが、この意見の背後には「安全ではない、危険である」との思いが感じ取れるので、委員会として回答すべき事項となる。

研究所の計画を委員会として確認した事項については、「研究所からの説明によると」と前置きして回答する。

意見等の内容により、意見に対しては見解、質問に対しては回答として答えたほうがよいのではないか。

例えば「安全な実験環境ではないということではないか」という意見について、表現自体は質問形式だが、この方は「安全な実験環境ではない」と考えていることが読み取れるので、質問とはいえない。「ご意見並びにご質問」「ご意見・ご質問」という表記にすべきである。

意見と質問とを厳密に区分することは難しいので、標題を「ご意見(ご質問)」という表記にすることで、委員長として処理させていただきたい。

「質問」とすると回答は素っ気なくなってしまうため、質問的な表現に対しても委員会の「見解」としてまとめたほうがよい。

「実験後の措置と計画を知りたい」という意見に対して、「別の場所に建設することになる発電実証炉の設計を行う予定になっています」と回答しているが、「発電実証炉の設計」の意味をもう少し明確にできないか。研究所の敷地に発電所の一部ができるかのような誤解を生む可能性がある。

「9年間の重水素実験後は、放射線を発生する実験は計画していないと聞いている」という回答で十分ではないか。むしろ「40年も放置されるのか」と心配されているので、放射化されたコンクリートはクリアランスレベルまで管理されることを委員会として確認したことが重要である。

委員会としては、クリアランスレベルまできちんと管理されることを確認した旨のみ回答する。

「この程度のトリチウムでは健康に影響を与えることはありません」という回答については、「この程度」が「重水素実験にともなうトリチウム量」であることを明記すべきである。

「重水素実験は水素爆弾と同じ」という意見に対しては、水爆の構造そのものに関する説明を加え、水素爆弾の起爆剤が核分裂であることを明記して、違いを明確に表記する。

「委員の方は重水素実験の目的は何年後に達成するものと考えているのか」との意見に対し、研究所に回答させるなら、委員会の趣旨と併せて審議事項ではないという記述を加えていただきたい。

審議の結果、委員会の見解について委員長と百島委員で必要な修正を行い、委員・オブザーバによる確認後、ホームページで公開することとした。

なお、公開にあたっては、委員会の審議事項ではない意見等については研究所に回答

させる旨を明記した上で、研究所からの回答も併載し、意見等については、個人情報等を除いて原文どおり公開することとした。

また、研究所に回答させることとした電力使用量に関する意見について、電力使用量1800万キロワットと回答するのではなく、一般家庭何戸分に相当する等の表現を追記して、一般にもイメージしやすく表現していただきたいとの意見があった。

(3) その他

委員長の判断により、傍聴人からの質問を適宜受け付け、質疑応答を行った。質疑等の概要は以下のとおり。

意見等は全文を公開するののかとの質問があり、委員会から、全文をホームページで公開する旨の回答があった。

9年間の重水素実験後は発電実証炉の設計等の作業に入る計画とのことだが、実験が予定どおりにいかない場合でも計画に変更はないのかとの質問があり、研究所から、その際には国際的な枠組みの中で方針が示されるだろうとの回答があった。

放射線が出る重水素実験は9年で終了するののかとの質問があり、研究所から、LHDではその予定である旨の回答があった。

重水素実験後は、クリアランスレベルまで40年間にわたる管理が必要となるようだが、そのような放射化した装置で、放射線が発生しない実験を行うのかとの質問があり、委員会から、クリアランスレベルとは一般の廃棄物として処理できるレベルの意であって、装置がクリアランスレベルに達していなくても、その装置を使って実験を行うことは可能であり、線量の問題と一般廃棄物として処分可能なクリアランスレベルの問題は概念が異なる旨の回答があった。

9年後には放射化した装置で水素やヘリウムを使った実験を行うのかとの質問があり、研究所から、重水素実験は9年間のみで、その後は水素やヘリウム等を用いた実験を行いながら装置がクリアランスレベルに達するまで管理し続ける旨の回答があった。

委員会から、研究用原子炉の解体作業がすでに始まっており、クリアランスレベルに達するまでの適切な管理が法令で義務づけられている旨の説明があった。

配付資料

資料1：核融合科学研究所重水素実験安全評価委員会（第5回）会議要旨（案）

資料2：核融合科学研究所「重水素実験安全評価委員会中間報告」に対するご意見と委員会の見解（案）

資料3：核融合科学研究所「重水素実験安全評価委員会中間報告」に対するご意見